

(様式第1号)

みなとSDGsパートナー 登録申請書

2025年 8月22日

国土交通省港湾局長 殿

みなとSDGsパートナー登録制度実施要綱第4条第1項に基づき、下記のとおり登録を申請します。

1. 概要

企業・団体名	横浜港埠頭株式会社
所在地	〒231-0023 神奈川県横浜市中区山下町2
代表者役職・氏名	代表取締役社長 植松 久尚
担当者連絡先	電話：045-671-7298
	メール：yoshiharu.kuwamoto@yokohamaport.co.jp
ウェブサイトURL	https://yokohamaport.co.jp/

2. 港湾関係企業等としての事業の概要

<p>当社は、横浜港において、前身である京浜外貿埠頭公団やその後の横浜港埠頭公社の時代を含め、60年近くにわたって港湾施設の整備や管理運営を担ってきました。</p> <p>主な事業として、自ら整備したターミナル等の貸付に加え、最近では自動車物流拠点の強化、ロジスティクス機能の強化などに注力しています。また、指定管理者としての公共物流施設等の管理、弊社から分社した横浜川崎国際港湾株式会社（港湾運営会社）への協力などを通じて、横浜港の物流機能を支えています。</p> <p>その他、海洋環境の維持保全事業や建設発生土受入事業、これまで培ってきた港湾運営の知識やノウハウを活かした国内外港湾への技術・サービスの提供なども行っています。</p>
--

3側面	SDGs達成に向けた重点的な取組	2030年に向けた指標
✓環境 □社会 □経済	横浜港港湾脱炭素化推進計画の目標である2050年CO2排出量実質0に向け、自社施設から排出される温出効果ガスを削減する。	自社が供給又は使用する電力の再エネ化 【現状】100% 【目標】100%を継続
□環境 ✓社会 □経済	社内のIT化や業務効率化に伴う生産性の向上により、時間外労働時間を短縮する。	年間一人当たりの時間外労働時間を 【目標】令和元年度比▲20%
□環境 □社会 □経済		

(次項へ続く)

## SDGs達成に向けた具体的な取組

カテゴリー	チェック項目	具体的な取組 (公的な取得認証があれば、併せて記載してください。)	主なSDGs (17ゴールと169ターゲット) 関連項目																
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
人権・労働	1	【差別の禁止】 ・性別、年齢、障がい、国籍、出身などによる差別を防ぐ教育体制や相談体制を整備し、差別がないことを確認している					5.1 5.2 5.5			8.5 8.7 8.8		10.2 10.3						16.1 16.2 16.7	
	2	【ハラスメント禁止】 ・セクハラ、マタハラ、パワハラ等のハラスメントを防ぐ、ルール・教育・相談体制を整備している					5.1 5.2 5.5			8.5 8.8								16.1	
	3	【労働時間】 ・過度な長時間労働の防止に取り組んでいる								8.5 8.8									
	4	【外国人労働者】 ・外国人労働者に対する差別、人権侵害がないことを確認している				4.4				8.5 8.7 8.8		10.2 10.3							
	5	【労働安全衛生】 ・作業中の事故等を防ぐため、安全で衛生的な労働環境の整備に取り組んでいる			3						8								
	6	【メンタルヘルス】 ・労働者のメンタルヘルスを良好に維持できるように対策に取り組んでいる			3														
	7	【ダイバーシティ経営】 ・多様な人材（女性、外国人、障がい者、高齢者等）が、十分に活躍できる環境の整備に取り組んでいる					5.1 5.5			8.5		10.2 10.3							
	8	【人材育成】 ・適切な能力開発、教育訓練の機会を従業員に提供している				4	5.5				8	9							
	9	【公正な待遇】 ・雇用形態に関わらず、同一労働同一賃金等の原則に沿って対応している					5.5				8.5		10.2 10.3						
	10	【健康経営】 ・従業員への健康投資による生産性の向上等に取り組んでいる			3						8								
環境	11	【3Rの推進】 ・事業活動等から発生する廃棄物の管理及び処理を適切に行う等、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進に取り組んでいる											11.6	12.4 12.5		14.1			
	12	【エネルギー】 ・自社のエネルギー使用量を把握し、エネルギー利用の効率化を進めている								7.3						13			



